

○青山学院大学国外出張旅費に関する細則

(2005年1月31日学部長会承認)

改正 2008年1月21日 2010年4月12日
2010年4月13日 2015年12月15日
2016年1月18日 2018年3月19日

(趣旨)

第1条 この細則は、学校法人青山学院国外出張旅費規則(以下「国外出張旅費規則」という。)第16条の規定に基づき、青山学院大学(以下「本学」という。)の教員が日本国外へ出張(以下「出張」という。)する場合の旅費の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(出張の種類)

第2条 本学における出張の種類は、以下のとおりとする。

(1) 第1種

本学の校務による出張

(2) 第2種

学会又は国際会議での研究発表若しくは研究報告又は学会等への出席のための出張(ただし、主催者からの招聘状のあるもの)

(3) 第3種

政府若しくはこれに準じる公的機関又は外国の教育研究機関からの要請に基づく出張(ただし、主催者からの要請状のあるもの)

(4) 第4種

学術の研究及び調査のための出張

(5) 第5種

その他国外出張旅費規則第1条の2第4号に規定する所属長(以下「所属長」という。)が必要と認める出張(学生団体等に同行する場合など)

(出張の手續)

第3条 出張者は、国外出張旅費規則第3条の規定により出張に係る手續をとった上で、所属長の許可を得なければならない。

(旅費等の取扱い)

第4条 出張する専任教員(以下「出張者」という。)の旅費等の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 第1種の出張に係る旅費は、原則として本学の予算から支出する。

(2) 第2種、第3種及び第4種の出張に係る旅費は、出張者の教員研究費から支出することができる。

(3) 第5種の出張に係る旅費は、当該出張を必要とする業務に係る予算から支出する。

(期間及び回数等)

第5条 出張の期間及び回数並びに制約事項は、以下のとおりとする。

(1) 第1種の出張による出張期間は、所属長が認めた期間とする。

(2) 第2種及び第3種の出張のうち、授業期間中又は試験期間中に出張する場合の出張期間及び回数は、原則として以下のとおりとする。

イ 期間は、第2種にあつては1週間以内、第3種にあつては2週間以内とする。ただし、期間の前後に日曜日又は祝日(授業を実施する祝日を除く。以下、同じ。)が連続する場合は、これを含めて期間(以下「日曜日等を含めた期

間」という。)とすることができる。

ロ 日曜日等を含めた期間の前日又は翌日に、授業を担当しない曜日がある場合は、そのいずれか一方の日を含めて期間とすることができる。

ハ 回数は、年2回以内とする。ただし、日曜日又は祝日及びその前日又は翌日の授業を担当しない曜日のいずれか一日のみを使用して出張する場合は、回数に含めないものとする。

(3) 第4種及び第5種の出張は、原則として本学の休業期間中に行うものとする。ただし、日曜日又は祝日及びその前日又は翌日の授業を担当しない曜日のいずれか一日のみを使用して出張する場合並びに所属長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究期間制度の適用を受けた者が出張する場合は、出発日の翌日から帰国日の前日まで、1年を限度としてあらかじめ定めた期間とする。

3 第1項第2号又は第3号ただし書の規定により授業期間中又は試験期間中に出張する場合は、学部及び大学院の授業又は試験等の正常な実施に支障を来さないよう調整を図らなければならない。

(必要書類の提出)

第6条 出張者は、出張の申請に当たって、所定の出張伺書その他申請に必要な書類を提出しなければならない。

2 出張者は、出張後の報告に当たって、所定の出張報告書その他報告に必要な書類を提出しなければならない。

(旅費支給の特例)

第7条 第1種の出張のうち、本学以外の団体等に参加して出張する場合で、交通費、宿泊費等があらかじめ定められているものについては、その実費を支給する。

2 出張の種類又はその内容により、国外出張旅費規則及びこの細則の規定による計算額が通常必要とされる旅費の金額を超過すること又は不足することが明らかな場合は、本学は、国外出張旅費規則第11条の規定により、支給する旅費の金額を減額又は増額することができる。

(出張の中断、中止及び帰国)

第8条 出張者が、疾病又は都合等により出張を継続することができなくなった場合は、速やかに所属長に申し出るものとする。

2 所属長は、出張者が指示に従わないとき又は不適任と認めた場合には、出張の中止及び帰国を命ずることができる。

(出張の中断等に係る旅費の取扱い)

第9条 前条の規定に該当する場合の旅費の取扱いは、国外出張旅費規則第13条及び第14条の規定により処理するものとする。

(本学の非専任教員の出張)

第10条 本学の非専任教員が本学の教育研究に必要な出張をする場合は、国外出張旅費規則及びこの細則を準用する。この場合において、当該非専任教員に本務先がある場合は、当該本務先での職位等を勘案し、その都度適用する旅費の支給区分を決定する。

(定めのない事項)

第10条の2 この細則に定めのない出張をする場合の旅費の取扱いに係る事項については、学長が決定する。

(改廃手続)

第11条 この細則の改廃は、学部長会の意見を聴いた後、学長がこれを行う。

附 則

この細則は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2008年1月21日)

この細則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2010年4月12日)

この細則は、2010年4月13日から施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則(2010年4月13日)

この細則は、2010年4月14日から施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則(2015年12月15日)

この細則は、2015年12月16日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2016年1月18日)

この細則は、2016年4月1日から施行する。

附 則(2018年3月19日)

この細則は、2018年4月1日から施行する。